令和６年度　仙台市指定給水装置工事事業者研修

受講報告書

令和　　年　　月　　日

（あて先）

仙台市水道事業管理者

「令和６年度　仙台市指定給水装置工事事業者研修」を受講しましたので報告します。

|  |  |
| --- | --- |
| 指定番号 | 第　　　　　　　　　　　号 |
| フリガナ |  |
| 指定事業者名 |  |
| 住所 | 〒　　－ |
| 代表者の氏名 |  |
| 電話番号 |  |
| ＦＡＸ番号 |  |
| 研修受講者名  （全員の氏名を記入） |  |

**各資料をお読み頂き、本研修の振り返りとして、**

**次の【　　】内に適切な語句を記入してください。**

※回答結果は、研修実施による効果を把握する為の情報として使用させて頂きます。

１　指定給水装置工事事業者の指定事項・主任技術者・更新について

・指定事項の変更の届出をしようとする者は、当該変更のあった日から【　　　　　　】以内に変更の届出を水道事業者に提出しなければならない。

・指定給水装置工事事業者は、【　　　　　　】ごとに、給水装置工事主任技術者免状の交付を受けている者のうちから、給水装置工事主任技術者を選任しなければならない。

２　指定給水装置工事事業者の違反行為に係る指導・処分について

・水道法に係る違反行為は、行政指導や行政処分（指定の【　　　　　　】や指定の【　　　　　　】）の対象となる。

・行政指導、行政処分を受けた場合、前歴有となる期間は【　　　　　　】であり、当該期間内に再度違反行為をした場合は，前歴が無い場合より重い処分等が行われる。

**※こちらにも指定番号をご記入願います　指定番号＿＿＿＿＿＿＿**

３　給水装置工事における必要な事前調査の徹底について

・出水不良調査については、調査に【　　　　　　】程度、時間を要することから、工事着手前もしくは着工後すぐに現場状況を確認する必要がある。

・私道掘削の際は、土地所有者の掘削許可を得るまでに時間を要することがあるため、利害関係人に関しては、給水装置工事の【　　　　　　】段階において確実に調査する必要がある。

４　給水装置工事における工事写真、中間検査等について

・【　　　　　　】とは、現地しゅん工検査時に確認できない一部分の検査である。（受水槽の改造工事における、吐水口空間の検査等）

・工事用水とは、家屋の新築・改築等の工事現場において一時的に給水を必要とする場合、屋外に給水栓を【　　　　　　】設置する工事をいう。

**お疲れ様でした**

※本報告書の提出がなく受講の確認ができない場合は、次年度の**「地元密着型水道修繕登録店」**として登録できなくなりますので、ご了承ください。

（本報告書の提出が「地元密着型水道修繕登録店」の登録要件のひとつとなっております。）

**【回答期限（厳守）】令和７年1月2４日（金）まで**

**本紙を水道局１階の水道サービス公社⑤番窓口前に設置する回収箱に入れて頂くか、**

**FAX（022-304-1056）送信 又は 郵送（水道局 給水装置課）にて ご回答ください。**

担当（送付先）

〒982-8585　仙台市太白区南大野田29-1

仙台市水道局　給水部　給水装置課

給水管理係　指定事業者研修担当